

## 消防団員の懲戒処分について

消防団条例第6条第1項の2の規定により、令和8年6月12日付で次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 被処分者及び処分内容（所属、年齢は当時のもの）

所 属 恵庭市消防団  
年 齢 60代男性  
処分内容 停職 1か月

### 2 事実概要

当該団員は酒気帯びの疑いで消防団車両を運転したものの。

### 3 経緯

- ・令和8年4月18日 島松東町における一般火災にて消防団出動
- ・令和8年4月20日 職員より、当該団員が酒気を帯びた状態で消防団車両を運転した疑いの報告
- ・令和8年4月20日 内部調査  
～5月15日
- ・令和8年5月20日 消防職・団3役会議の臨時開催
- ・令和8年6月4日 恵庭市消防団賞罰審査委員会の開催
- ・令和8年6月12日 恵庭市消防団長より処分書交付

### 4 消防団長から

この度の行為につきましては、地域防災の要として市民の皆様の安全を守る立場であるべき団員が、このような事態を起こしたことは、不名誉な行為であり、市民の皆様の信頼を損なう事態を招いてしまったことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、全団員に対し改めて地域防災の担い手としての自覚と法令遵守の徹底を指導し、市民に対する信頼を一日も早く回復するため、再発防止措置を徹底し団員一人ひとりが自らの責務を自覚し、組織一丸となって消防団の任務に精励する所存でございます。

#### 【問い合わせ先】

恵庭市消防本部総務課  
総務課長 萩原  
電話 0123-33-5191